

1 7 制限の緩和（条例第31条関係）

政 令	条 例
	第三十一条 第十一条から第二十九条までの規定は、その構造、敷地の状況又は利用の目的上やむを得ないと所管行政庁が認める特別特定建築物については、適用しない。
	2 第十四条から第二十九条までの規定は、これらの規定を適用する場合と同等以上に高齢者、障害者等が円滑に利用できると所管行政庁が認める特別特定建築物については、適用しない。

〔解説〕

○所管行政庁が構造、敷地の状況又は利用の目的上やむを得ないと認めた建築物、または、同等以上に円滑に利用できると認めた建築物に対して、条例の規定を適用しないこととする条項である。

○なお、政令の規定に関しては、緩和措置は存在しないため、留意が必要である。